

売主の担保責任 宅建 H29-05-2 <<#841>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、中古自動車を売却するため、Bに売買の媒介を依頼し、報酬として売買代金の3%を支払うことを約した。Bの媒介によりAは当該自動車をCに100万円で売却した。当該自動車の種類又は品質が契約の内容に適合していなかった場合には、CはAに対しても、Bに対しても、担保責任を追及することができる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 買主の追完請求権【★入門】

引き渡された目的物が**種類、品質**又は**数量**に関して**契約の内容に適合しない**ものであるときは、**買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求**することができる。（民法 562 条 1 項本文）

※ 媒介者・代理人に対し請求することはできない（業法でもよく訊かれる）